

町の申告相談会を次のとおり開催します。

開催日	時間	会場
【事前予約】 ※要予約 2月17日(月)～ 2月21日(金)	9時～16時(予約のみ) 予約方法 2月6日(木)8時30分から窓口や電話で予約を受付けます。定員になり次第締め切ります。 (☎84-0313)	町民センター 2階 中会議室A エレベーターをご利用できます。
【※当日受付】 2月25日(火)～ 3月6日(金) ※土、日及び祝日を 除きます。 税務署の日曜相談を ご利用ください。	9時～16時(12:00～13:00を除く) 受付 当日8時30分から会場で受付けます。 大変混雑するため状況により早めに締め切る場合があります。 ※午前中は大変混み合いますのでご了承ください。	※当日受付の会場が 町民センター2階中 会議室Aに変更にな っています。 ご注意ください。

町の相談会でお受けできない申告(税務署やその他の無料申告会をご利用ください)

- 営業、農業、不動産所得などの申告(確定申告書B用紙を使うもの)
- 譲渡所得を含む申告
- 住宅借入金等特別控除に関する申告
- 源泉徴収票のない給与所得の申告
- 過去の分の申告
- その他内容が複雑なもの(青色申告、相続税、贈与税など)

○申告に必要なもの ～事前に準備をお願いします～

所得を証明するもの	控除を証明するもの	その他
<input type="checkbox"/> 給与や年金等にかかる源泉徴収票や支払調書など	<input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書(国保・後期・介護保険料などの納付済額証明書、国民年金保険料の支払い証明書) <input type="checkbox"/> 生命保険料、地震保険料などの控除証明書 <input type="checkbox"/> 医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書や医療費通知 <input type="checkbox"/> 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳 <input type="checkbox"/> 寄附金控除がある場合は、寄附金額がわかる書類 <input type="checkbox"/> そのほか控除の申告に必要な証明書など	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証などの身元確認書類 <input type="checkbox"/> 扶養親族などの個人番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 還付がある方は本人名義の通帳など <input type="checkbox"/> 税務署からの「お知らせハガキ」など

○完成した確定申告書の提出について (注)完成済みのものに限りです。

○仮收受期間 2月17日(月)から3月13日(金)8時30分から17時15分(平日)

○收受場所 役場1階 税務窓口課(受付のみ可能です)

期間以外の提出は、税務署へ直接または郵送で提出してください。(当日消印有効)

申告フローチャート

(注) 一般的な例です。所得税の還付を受ける場合は、この表にかかわらず確定申告が必要です。窓口でお問い合わせください。

スタート

令和2年1月1日現在、開成町に住所がある。

いいえ

開成町への申告は必要ありません。
令和2年1月1日現在で住んでいた市区町村にお問い合わせください。

はい

Q あなたの収入の種類は？
(該当する番号へ進んでください)

- ① 無収入、非課税収入 (遺族年金、失業給付金受給など)
- ② 公的年金収入が400万円以内
※400万円を超える場合はCへ
- ③ 給与収入
- ④ ①~③以外の収入 (農業、事業不動産所得など)

① 同居の家族の税法上の扶養になっている。
「はい」の場合はAへ
「いいえ」の場合はBへ

② 公的年金以外に収入がある

いいえ
公的年金収入が152万円以下である。
※65歳未満(1月1日現在)の人は102万円以下。
「はい」の場合はAへ 注1参照

公的年金以外の所得が20万円を超える。
「はい」の場合はCへ
「いいえ」の場合はBへ
注1参照

医療費・生命保険料扶養控除などの所得控除を追加する。
「はい」の場合はBへ
「いいえ」の場合はAへ

給与以外の所得がある

はい

いいえ

申告をすることで、所得税の還付を受ける。または、所得税を納付する。

「はい」の場合はCへ
「いいえ」の場合はBへ。

いいえ
下記のいずれかに該当する。
①給与収入が2,000万円以上ある。
②2か所以上から給与をもらっている。
※年途中で退職・就職があり、就職先で合算して年末調整をした場合は除く。
③勤務先で年末調整をしていない。
「はい」の場合はCへ

給与所得以外の所得が20万円を超える。
「はい」の場合はCへ
「いいえ」の場合はBへ

下記のいずれかに該当する。
①年末調整の内容に変更がある。
②医療費控除などを追加したい。
「いいえ」の場合はAへ

はい

住宅借入金等特別控除がなく、源泉徴収票の源泉徴収税額が0円である。
「はい」の場合はBへ
「いいえ」の場合はCへ

注1 源泉徴収税額により所得税の還付が発生する場合は、所得税の確定申告が必要です。

A 原則、所得申告の必要はありません。

※所得証明書が必要な場合や各種手続きで非課税判定が必要な場合はBを参照してください。

B 町県民税の申告が必要です。(役場へ申告してください)

※各種証明書や介護保険料、国民健康保険税、児童手当などの基礎資料となるものです。必ず申告してください。注1参照

C 所得税の申告が必要です。(税務署・役場など)

※町の申告会場ではお受けできない内容もありますのでご確認ください。

前年中に所得の無かった方の住民税の申告

前年中に所得が無かった方で、次に該当する場合は住民税の申告が必要です。

- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方
 - ・国民年金保険料の免除の申請をする方
 - ・所得証明や非課税証明書の発行が必要な方
- ※その他、児童手当や保育料等の算定にも影響がありますので、申告をお願いします。
【持ち物】印鑑、マイナンバーがわかるもの

保険健康課からのお知らせ (国保・後期) 84-0324 (介護) 84-0320

医療費通知の発送日程 (予定)

1年間(前年1月～12月の間)の医療費通知を送付します。

■国民健康保険(町から世帯主へ発送)

- 【1回目】1月末 [前年1月～10月分]
- 【2回目】3月上旬 [前年11月～12月分]

■後期高齢者医療保険 ※ (神奈川県後期高齢者医療広域連合から本人へ発送)

- 【1回目】2月中旬 [前年1月～11月分]
- 【2回目】3月中旬 [前年12月分]

※お問合せ先 神奈川県後期高齢者医療広域連合
電話 0570-001120

「納付済み額のお知らせ」の発送

1年間(前年1月～12月の間)に納付された保険税(料)の額を通知します。

【発送】1月下旬

【対象】①国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を口座振替や納付書で納めている方
②障害年金や遺族年金から保険税(料)を年金天引きで納めている方

※なお、保険税(料)が公的年金(障害年金や遺族年金を除く)から天引きされている方には、年金天引き分の金額を記載した「公的年金等の源泉徴収票」が、年金保険者から直接郵送されます。

小田原青色申告会からのお知らせ

問合せ先 (公社)小田原青色申告会 ☎24-2611 (代表)
〒250-0012 小田原市本町2-3-24

無料確定申告指導会を開催します

相談期間 2月3日(月)～3月16日(月)
※土・日・祝日は休業日です。
2月24日(祝)、3月の日曜日は開場します。

時間 受付 8時30分～15時
※最終日は14時に受付終了。

場所 青色会館 3階

費用 無料

「住宅取得と税金還付」セミナーを開催

日時 1月18日(土)
10時～11時30分

場所 青色会館 4階会議室

定員 40名(要予約)

講師 税理士
(東京地方税理士会小田原支部)

費用 無料

申込み 電話またはホームページにて受け付けます。

※お車でお越しの際は、駐車場が手狭のため近隣の有料駐車場をご利用ください。

小田原税務署からのお知らせ

問合せ先 小田原税務署 電話0465-35-4511 (代表)
〒250-8511 小田原市荻窪440番地

○申告書作成会場の開設期間

開設日程	会場	所在地	時間
2月17日(月)～ 3月16日(月) ※土、日及び祝日を除 きます。(注)	小田原 税務署	小田原市荻窪 440番地	【受付】8時30分～16時 (提出は17時まで) 【相談】9時～17時

(注) ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。

※会場が混雑している場合には受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。

○税理士による無料申告相談開催日程

※土地、建物及び株式などの譲渡所得のある方、住宅借入金控除を初めて受ける方、相談内容が複雑な方をご遠慮ください。

※収支決算書や医療費控除明細書などの必要書類は事前に作成をお願いします。

開催日	場所	時間
2月3日(月)	湯河原町役場 3階会議室	【午前】9時30分～12時 【午後】13時～16時 【受付】各会場とも午後3時までですが、 <u>相談可能人数に達した時点で受付を締め切ります。</u> お住まいの地域以外の会場もご利用いただけます。
	箱根町役場 分庁舎4階会議室	
2月4日(火)	小田原市川東タウンセンターマロニエ	
2月5日(水)	3階マロニエホール	
2月6日(木)	真鶴町民センター	
	松田町民文化センター 展示ホール	
2月7日(金)	中井町役場 3階大会議室	
	山北町立生涯学習センター 2階会議室	
2月10日(月)	南足柄市役所 5階大会議室	
2月12日(水)		
2月13日(木)	大井町生涯学習センター 2階会議室	
	開成町民センター 3階大会議室	

国税庁ホームページで申告書が作成できます。詳しくは

作成コーナー

検索

○パソコンやスマートフォンで確定申告ができます

税務署から発行されたパスワードとIDがあれば、ご自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告ができます。IDとパスワードをお持ちでない方は、税務署で本人確認を行い、発行いたします(勤務先のお近くなど、どの税務署でもOK)。

【持ち物】運転免許証などの本人確認書類